

## 意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 640-8146

(ふりがな) いちばんちょう

住所 和歌山市一番丁3番地

(ふりがな) つじ まもる

氏名 和歌山市消防局 局長 辻 守

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

和歌山市消防局は、以下の理由により「無料継続を要望します。」

- ① 消防無線等は他の一般無線と違い国民の生命、身体、財産を保護するため地方公共団体が法的に実施を義務付けされたものであるため、一般の事業者と違い「使用する、しない。」の選択の余地がないこと。
- ② 商用を目的とした一般の大多数の無線局のように、使用するにつれて特定の事業者がどんどん利益を得ていくのとは違って、使用すればするほど国民の利益につながるもので、一般と相反するものであるとの考えから、電波の有効利用のインセンティブに寄与するために利用料を徴収する目的に合致しないものと考えること。
- ③ 消防機関が緊急業務のため使用している各種の使用料金についても、緊急性や公共性から料金の免除がみとめられているものも多数あるのが現状である。このような現状を鑑みると、緊急時に必要不可欠である無線についても、無償使用が当然であるとの国民的コンセンサスが形成されていると考えても何の無理はないものと考えること。

以上

様式1

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 928-0021  
住 所 いしかわけんわじましゐたつやまち  
石川県輪島市二ツ屋町4字8の1  
氏 名 おくのこういきげんじむくみあいしょうぼうほんぶ  
奥能登広域圏事務組合消防本部  
消防長 あさいこうぞう  
浅井孝造  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記のとおり意見を提出します。



記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒999-3144  
(ふりがな) やまがたけんかみのやましいしぎき  
(住所) 山形県上山市石崎一丁目7-46  
(ふりがな) かみのやまししょうぼうほんぶ  
(名称) 上山市消防本部  
(ふりがな) せきねとしや  
(代表者名) 関根敏也  
(電話場号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の取り扱いについて

消防無線等、公共団体への電波利用料を課した場合、当然として財政負担の増となり、昨今の財政逼迫の状況から、結果的に住民への行政サービスの低下に繋がるものと思料されるため、現行のとおり特例措置を継続いただきますよう意見

意 見 書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課長 様

郵便番号 028-1392

住所(ふりがな) いわてけん しもへいぐん やまだまち はちま  
んちょう

岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

氏名(ふりがな) やまだちょうちょう ぬまざき きいち

山田町長 沼崎 喜一

電話番号

E:mail

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、  
別紙

のとおり意見書を提出します。

(See attached file: 別紙.txt)

地方公共団体が開設する無線局であって、地域防災計画の定めるところに従い防災上必要な通信を行うことを目的とする防災行政無線は、特に海に面している本町にとって、地震イコール津波という構図があり、町民への情報伝達手段として不可欠であります。国や消防救急無線等のように国民の生命、身体、財産の保護に係る緊急かつ重要な無線通信は電波利用料の適用除外となっておりますが、防災行政無線も町民の安全確保を図ることを目的としており、電波使用に国、都道府県、市町村の区別はないと考えます。

よって、電波法第103条の2第7項ではなく、同法第103条の2第6項に組み入れ、電波利用料の適用除外とすべきと考えます。

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒270-0175

(ふりがな) ちばけんながれやましみのやま

(住所) 千葉県流山市三輪野山994

(ふりがな) ながれやまししょうぼうほんぶ

(名称) 流山市消防本部

(ふりがな) しょうぼうちょう たなかすすむ

(代表者名) 消防長 田中晋

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書」に関し、別紙  
のとおり意見を提出します。

## 意見

### 第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例処置を継続していただきたく、意見を提出します。



おつかれさまでございます。  
さて、件名のことについて、別添のとおり提出させていただきます。

岩手県消防長会事務局  
盛岡消防本部総務課総務係  
総務第一主任 平野重樹  
〒020-0023盛岡市内丸8-5  
TEL [REDACTED]  
E-mail [REDACTED]

意見書

平成16年 8 月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 千020-0023  
(ふりがな) いわてけん もりおかし うちまる  
(住所) 岩手県盛岡市内丸8番5号  
(ふりがな) いわてけんしょうぼうちようかい  
(名称) 岩手県消防長会  
(ふりがな) しらねけいすけ  
(代表者名) 白根 敬介  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

総務省総合通信基盤局の電波有効利用政策研究会による電波利用料部会最終報告書(案)に関する意見について(提出)  
平素は、当会の運営につきまして格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝を申し上げます。  
さて、このことについて、岩手県内13消防本部の総意といたしまして、電波利用料の徴収を減免する措置の継続を要望する意見について、別添により提出しますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

## 意 見

### 岩手県消防長会

消防無線は、災害時の現場活動に不可欠なものであり、住民を保護するために高い公共性があるものと位置づけられていることから、電波利用料が減免されていたものと考えておりますが、この電波利用料の減免の特例措置を廃することは、財政状況が逼迫している昨今、新たな財政負担を強いられることにより、住民への行政サービスの水準が低下することが懸念されるものであります。

また、各消防本部とも多額の経費を要する無線のデジタル化に向けた計画を進めており、デジタル化への移行の遅れが懸念されるものであります。

このようなことから、岩手県消防長会といたしましては、現行のとおり電波利用料の減免の特例措置の継続をお願いいたしたく、意見を提出いたします。

## 意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 922-0422

(ふりがな)かがしゆみなみまち

住所 加賀市弓波町257番地

(ふりがな)かがししょうぼうほんぶ

名称 加賀市消防本部

代表者 消防長 松村 勇一

電話番号

電子メールアドレス

### 意見

消防無線の電波利用料金減免、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産を保護する高い公共性ある。こうしたものに財政的な負担を課すことは、行政サービスの水準を低下させてしまう結果を招く。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最小限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には電波を利用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

# 意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

〒371-8570  
ぐんまけんまえばししおおてまち  
群馬県前橋市大手町 1-1-1  
ぐんまけんそうむきょくしょうぼうぼうさいかちょう  
群馬県総務局消防防災課長  
たきぐちけんいち  
滝口 健一

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、以下のとおり意見を提出します。

現在、国及び地方公共団体が開設する無線局からの電波利用料の徴収については免除或いは減免措置がなされています。しかし、電波利用料部会最終報告書（案）においては電波有効利用のため、上述の無線局からも電波利用料を徴収する案が提示されています。

しかし、防災行政無線は、専ら国民の生命、身体、財産を保護することを目的とする無線局です。災害対策基本法、水防法、消防組織法、災害救助法等の諸法令に基づき地方公共団体が開設するもので、一般の経済活動を目的とするものと同一に考えるのは適切ではありません。

従って、国及び地方公共団体が開設する無線局については従来どおり電波利用料の免除または減免措置を継続していくことを要望します。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 21 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 〒395-8533  
(ふりがな) ながのけんいだしとうえいちょう  
住 所 長野県飯田市東栄町3345  
(ふりがな) いいだこういきしょうぼうほんぶ  
名 称 飯田広域消防本部  
(ふりがな) はやしだひろし  
代表者名 林 田 弘  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第 6 章 第 2 節 国、地方公共団体の扱いについて

消防機関の電波利用料減免措置は、地方公共団体の開設する無線局の中でも、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであり、この立法趣旨は、現在でも何らかわるものはない。

昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防衛活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波の有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるものとは異なる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を課すことにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

# 意見書

平成16年8月21日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

郵便番号 920-0271  
(ふりがな) 住所 いしかわけんかほくぐんうちなだまちあざつるがおか2ちょうめ610ばんち  
石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘2丁目610番地  
(ふりがな) 氏名 うちなだまちしょうぼうほんぶ しょうぼうちょう しまだとしろう  
内灘町消防本部 消防長 島田敏郎  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

## 記

電波利用料を含む電波法に基づく全ての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意 見 書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 殿

(郵便番号) 409-0112  
(ふりがな)やまなしけんきたつるぐんうえのはらまちうえのはら  
(住 所)山梨県北都留郡上野原町上野原758

(ふりがな) うえのはらまちしょうぼうほんぶ  
(名 称) 上野原町消防本部  
(ふりがな) ちかだはじめ  
(代表者名) 近田 始  
(電話番号) [REDACTED]  
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。



## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも変わるものではないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した利用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。



さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる最中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 〒581-0017  
(ふりがな) おおさかふやおしたかみちょう  
(住所) 大阪府八尾市高美町5-7  
(ふりがな) やおししょうぼうほんぶ  
(名称) 八尾市消防本部  
(ふりがな) まつくらまさよし  
(代表者名) 松倉 正能  
(電話番号)   
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意見

消防の目的である、国民の生命、身体、財産を火災等の災害から保護することは、市町村の役割の基本である。

消防・救急無線は、この目的を達成するために重要かつ、必要不可欠な施設であり、災害発生時における情報収集や指揮命令等の徹底に最も有効な通信手段となるものである。

この認識のもと、各地方公共団体は厳しい財政状況の中で、電波の有効利用を図るため、莫大な経費を要する消防・救急無線のデジタル化への実現に向けて努力しているところである。

以上のように、消防救急業務は、極めて緊急性の高い公共事務であり、受益者負担による市民への賦課が馴染まない業務経費に、新たに電波利用料が課せられることは、終局的には市民に税負担を強いることになり、消防行政に対する市民の理解・協力を得ることは到底出来ないものと考えられるので、引き続き電波利用料の適用除外を強く要望するものです。

## 意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

郵便番号 550-8566  
(ふりがな) おおさかしにしくしんまち  
住所 大阪市西区新町1丁目26番3号  
氏名 大阪府下消防長会  
(ふりがな) まえかわ だいえ  
代表者(会長) 前川 大恵  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、大阪府下消防長会の意見として下記のとおり提出します。

### 記

消防・救急無線については、国民の生命、身体、財産の保護を目的として、市町村が設置し消防・救急活動に使用しているものであり、極めて高い公共性を有している。さらに、大規模災害時の消防・救急活動では、国、都道府県、市町村が一体となって活動することとなり、消防・救急無線は唯一の連絡手段として非常に重要となっている。

また、当該無線は公務に不可欠であり、無線以外に通信を代替する手段がないため、電波有効利用を目的とした電波利用料の徴収といった主旨には繋がらないものとする。

したがって、消防・救急無線は、災害対応の非常手段であり、「国民の生命・身体・財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であることから、現行どおり、電波利用料の徴収の適用除外とすべきである。

以上

意見書

名消第883号

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局

電波部電波制作課 へ

郵便番号 779-3223

ふりがな とくしまけんみょうざいぐんいしちようたかがわらあざたかがわら

住 所 徳島県名西郡石井町高川原高川原66-8

ふりがな みょうざいしょうぼうくみあい

名 称 名 西 消 防 組 合

ふりがな ありい きよし

代表者名 有 井 清

電話番号

メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意見

### 報告書第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民への行政サービスの低下を避ける観点から設けられたものであり、この趣旨は現在も何ら変わることがないどころか、財政的な逼迫状態が続く現在の状況を考慮すれば、減免措置を廃することにより、より一層の財政への圧迫になり、住民サービスの低下が懸念される。

消防機関が消防無線を使用するのは、災害防除活動等での必要最小限で使用をしていることから、消防無線の使用は、一般の経済活動と異なり、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブには必ずしもつながらないのではないかと懸念される。

また、災害防除活動を行う消防機関は、電波を使用することによる経済的価値は生じないのではないかと懸念される。

さらに、経済的基盤の弱い消防本部では、電波有効利用のため、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中で、新たな財政負担が増えることにより、デジタル化移行の遅れも懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月18日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒781-1105

(ふりがな) こうちけんとさしはすいけ

(住所) 高知県土佐市蓮池978-1

(ふりがな) とさしょうぼうほんぶ

(名称) 土佐市消防本部

(ふりがな) たなかのぶゆき

(代表者名) 田中信行

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し  
別紙のとおり意見を提出します。

## 意見

### 第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。



様式1

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

〒529-0431  
住所 しがけんいかぐんきのもたちょうおおとばんち  
滋賀県伊香郡木之本町大音151番地  
名称 いかぐんしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ  
伊香郡消防組合消防本部  
代表者名 しょうぼうちょう なか い まもる  
消防長 中井 守  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し下記のとおり意見を提出します。

記

1. 消防、救急無線は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性がある事を重視して、行政サービスの水準維持と電波有効利用の必要性から、現行どおり電波利用料の適用除外としていただきたく意見いたします。

以上

様式 1

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 様

郵便番号 505-0044  
(ふりがな) ぎふけんみのかもしかもがわちょう  
住所 岐阜県美濃加茂市加茂川町3丁目7番7号  
(ふりがな) かもしょうぼうじむくみあい つうしんしれいか  
氏名 可茂消防事務組合 通信指令課  
電話番号  
電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。  
注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

消防救急無線は、消防活動時の業務には必要不可欠なものであり、また、災害時の対応には住民の安全を図る上で  
の通信手段であり、緊急かつ重要な無線通信であることから、消防が電波利用料負担をすることが有効利用に繋がる  
とは考えにくい。さらに、多額の費用を要する無線のデジタル化への取り組みがなされている中、利用料徴収が取り  
入れられた場合には、デジタル化への移行が遅れることが懸念されます。従って、現行どうり消防救急無線について  
は、電波利用料納付義務の適用除外としていただくことを強く要望いたします。

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 783-0006

(ふりがな) コウケンナンコクシノハラ

(住所) 高知県南国市篠原164-1

(ふりがな) ナンコクシヨウホウ本部

(名称) 南国市消防本部

(ふりがな) ショウホウチョウ ニシカ ツギオ

(代表者名) 消防長 西岡 次男

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 意 見

電波利用料については電波法において定められ、消防組織法第9条に規定されている消防の機関については利用料の適用を免除されているが、消防救急活動において情報の収集、連絡、報告等は当該活動において最重要視され、二次災害発生防止においても必要不可欠なものである。この重要な通信体制を担えるのは消防救急無線しかなく、他の方法で実現することは現時点では不可能なことである。こうした消防救急無線のいわば特例を廃止するということは、危機的な地方自治体の財政状況をさらに悪化させ、市民サービスの低下を招き、消防活動に重大な影響を与えることは必至であります。消防救急活動における電波利用は市民の安全確保のためであり、他の無線局の区分によるものと同一視すべきではないと考えます。

以上、消防の機関の電波利用料については現行どおり適用を免除して頂くよう意見を提出いたします。

意見書

平成 16 年 8 月 20 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波政策課 御中

〒 509-0292

岐阜県可児市広見一丁目 1 番地

可児市長 山田 豊

[Redacted]

TEL [Redacted]

E-mail [Redacted]

「電波有効利用政策研究会 電波利用制部会 最終報告書(案)」に関し下記のとおり意見を提出します。

記

第 6 章第 2 節 国・地方公共団体の扱い

報告書(案) P. 84 において提起されている、電波利用料徴収の検討については、「A 案：現行どおり減免」とするのが適切と考えます。

消防救急無線、防災行政無線等は「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であり、地方自治体が財政的に逼迫するなかでの電波利用料の徴収、増額等はきわめて重要な行政サービスの水準の低下につながるおそれがある。

また、電波の逼迫地域等に限って徴収することは、国民の安全確保に地域差を生じることとなるおそれがあると考えます。

平成16年8月20日

「電波有効利用政策研究会電波利用部会」報告書（案）に対する意見について

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県防災局消防課通信グループ

主幹 中條富隆

電話

メール

今回の報告書案では、これまで、電波利用料について減免措置が設けられてきた地方公共団体の防災行政無線、消防無線等は、突然の災害や事故から、県民の大切な生命・身体・財産の保護のために緊急かつ重要な通信手段であり、極めて公共性、公益性の高いものであると思われま

す。このことから、国民の安全を守る国の責務として、消防救急無線に係る電波を確保し、無償で提供されるべきであり、防災行政無線についても、防災関係に関してはこれに準じて取り扱われるものと思

います。以上のような理由により、電波利用料徴収については、従来通り、消防救急無線については適用除外、防災行政無線については2分の1減免の維持、若しくは新たに適用除外を求めま